

客引き行為等禁止地区の客引き・スカウト行為は条例違反です!

しない、させない、利用しない

規制開始日
4月1日~

規制対象となる行為

(相手を特定して客または従業員となるよう誘う行為(させる、用いる営業を含む))

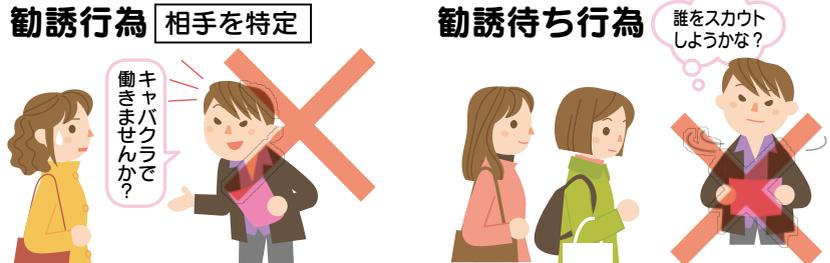
禁止規定①

客引き行為・客待ち行為(すべての業種)



禁止規定②

勧誘行為・勧誘待ち行為(性風俗、ホステス、AV出演など)



禁止規定③

客引き行為・勧誘行為を用いた営業の禁止



客引き行為を受けた客の受け入れの禁止

事業者は、上記①の客引き行為を受けた客を店舗などへ受け入れてはいけません。

勧誘行為を受けた人の受け入れの禁止

事業者は、上記②の勧誘行為を受けた人を店舗などで仕事に従事させてはいけません。

違反者/店舗
などへの措置

客引き行為等禁止地区で違反行為を行った場合

指導 → **警告** → **命令** → **過料**

さらに命令に従わなかった場合、氏名・住所・店舗名などを公表します。

規制対象外の行為

- ・道路使用許可を得て、不特定多数の人に対してティッシュ・チラシ配りをする行為
※これらの行為であっても、客となるよう誘う取引や交渉に発展すれば、客引き行為に該当します。
- ・店舗から、不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」と呼びかける行為

※この条例の規定にかかわらず、他の法令などに違反する行為は、それぞれの法令による処罰の対象となります。

生活安全課(☎096-328-2397)

皆さんの意見を募集します《パブリックコメント》

件名	内容	担当課	提出先
第2次熊本市男女共同参画基本計画(素案)	本市の男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための方針の素案	男女共同参画課 (☎096-328-2262)	1月24日~2月18日までに持参か郵送、ファクス(096-351-2030)または電子メール(danjokyoudou@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601男女共同参画課へ
(仮称)第2次熊本市消費者行政推進計画(素案)	本市の消費者行政を総合的に計画的、体系的に推進するための方針の素案	消費者センター (☎096-353-5757)	1月24日~2月18日までに持参か郵送、ファクス(096-353-2501)または電子メール(shouhisha@city.kumamoto.lg.jp)で、〒860-0806中央区花畑町9番1号熊本市役所別館自転車駐車場5階消費者センターへ
熊本市障がい者生活プラン(素案)	本市の取り組むべき障がい福祉施策の基本的な方向性を定めた計画の素案	障がい保健福祉課 (☎096-328-2519)	1月24日~2月18日までに持参か郵送、ファクス(096-325-2358)または電子メール(shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601障がい保健福祉課へ
熊本市空家等対策計画(素案)	本市の空家等対策の方向性を定め、総合的かつ計画的な空家等対策を推進するための計画の素案	老朽家屋対策室 (☎096-328-2514)	2月18日までに持参か郵送、ファクス(096-351-2182)または電子メール(roukyukaoku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601老朽家屋対策室へ

パブリックコメント 結果公表

件名	担当課	閲覧期間
第3次食の安全安心・食育推進計画(素案)	食の安全安心の確保について: 食品保健課(☎096-364-3188) 食育の推進について: 健康づくり推進課(☎096-361-2145)	2月28日まで
熊本市自治基本条例の一部改正(素案)	地域政策課(☎096-328-2031)	1月24日~2月28日
熊本市自殺総合対策計画(仮称)素案	精神保健福祉室(☎096-361-2293)	2月22日~3月22日

素案および結果の閲覧場所:

担当課、情報公開窓口(市庁舎1階)、区役所(中央区を除く)、まちづくりセンター(中央区まちづくりセンターを除く)、大江交流室、五福交流室、城南交流室、河内交流室、芳野分室、ウエルパルクまもと、地域コミュニティセンター、市ホームページ